

# 栃木県における水痘の発生動向について

栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課

令和8(2026)年5月14日

## ●県内における定点当たり報告数

	令和8(2026)年								
	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週	第19週
	3/9- 3/15	3/16- 3/22	3/23- 3/29	3/30- 4/5	4/6- 4/12	4/13- 4/19	4/20- 4/26	4/27- 5/3	5/4- 5/10
	[9週前]	[8週前]	[7週前]	[6週前]	[5週前]	[4週前]	[3週前]	[2週前]	[前週分]
県内報告数	4	7	2	3	4	2	7	3	16
定点当たり	0.15	0.27	0.07	0.11	0.15	0.07	0.26	0.11	0.59

※上記の「県内報告数」は、県内で指定された小児科定点(27医療機関(医療機関休診のため、第11~12週は26医療機関))からの1週間当たりの患者報告数(人)を意味し、「定点当たり」は、1週間に1定点医療機関からどのくらいの報告数(平均:人)があったかを表す数値です。

## ●第19週分の保健所管内別内訳

保健所	宇都宮	県西	県東	県南	県北	安足	合計
報告数	4	3	1	2	5	1	16
定点当たり	0.57	1.00	0.50	0.33	1.00	0.25	0.59

## ●保健所管内別報告数の推移(令和8(2026)年第16週から第19週まで)

	第16週		第17週		第18週		第19週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
宇都宮市	0	0.00	1	0.14	0	0.00	4	0.57
県西	0	0.00	0	0.00	1	0.33	3	1.00
県東	0	0.00	2	1.00	0	0.00	1	0.50
県南	1	0.17	2	0.33	1	0.17	2	0.33
県北	0	0.00	2	0.40	1	0.20	5	1.00
安足	1	0.25	0	0.00	0	0.00	1	0.25

## ※水痘の注意報・警報レベルについて

水痘の注意報レベルは、県内各保健所定点当たり1人以上の場合に、また警報レベルは2人以上の場合に該当し、終息基準値1人を下回るまで継続します。

下線 \_\_\_\_\_ : 注意報レベルを超えた地区及び報告数等

[定点当たり 1以上]

下線 \_\_\_\_\_ : 警報レベルを超えた地区及び報告数等

[定点当たり 2以上]

(終息基準値1を下回るまで継続される)

## 各保健所管内小児科定点数及び担当区域(令和8年度)

県西健康福祉センター 3: 鹿沼市、日光市

県東健康福祉センター 2: 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

県南健康福祉センター 6: 小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町

県北健康福祉センター 5: 大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、  
那須烏山市、那珂川町

安足健康福祉センター 4: 足利市、佐野市

宇都宮市保健所 7: 宇都宮市

[合計 27]